

(2) 精神障害者保健福祉手帳交付台帳登載数

平成18年度末現在の精神障害者保健福祉手帳交付台帳登載数は512,150人で、前年度に比べ45,115人、9.7%増加している（表2）。

表2 精神障害者保健福祉手帳交付台帳登載数の年次推移

各年度末現在

	精神障害者保健福祉手帳 交付台帳登載数		1 級	2 級	3 級	
		人口10万対				
平成14年度 (2002)	299 117	234.7	73 727	171 922	53 468	
15年度 ('03)	356 410	279.3	82 474	207 885	66 051	
16年度 ('04)	407 314	319.0	87 962	240 371	78 981	
17年度 ('05)	467 035	365.5	96 054	276 678	94 303	
18年度 ('06)	512 150	400.8	101 737	304 753	105 660	
対前年度	増減数	45 115	35.3	5 683	28 075	11 357
	増減率(%)	9.7	9.7	5.9	10.1	12.0

注:1) 「精神障害者保健福祉手帳」とは、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」(平成7年7月1日施行)第45条に基づき、精神障害者が都道府県知事又は指定都市の市長に申請し、精神障害の状態にあると認められた時に交付される手帳をいう。

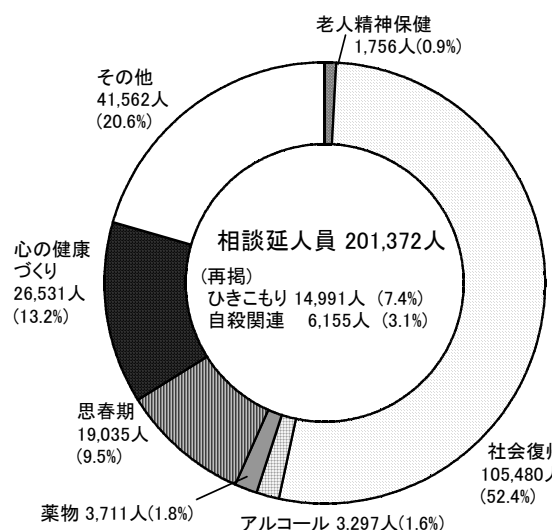
注:2) 「1級」とは、他人の援助を受けなければ、ほとんど自分の用を弁ずることができない程度、「2級」とは、必ずしも他人の助けを借りる必要はないが、日常生活が困難な程度、「3級」とは、日常生活又は社会生活に制限を受けるか、日常生活又は社会生活に制限を加えることを必要とする程度、をいう。

(3) 精神保健福祉センターにおける相談

平成18年度の精神保健福祉センターにおける相談延人員は201,372人となっている。内容別にみると、「社会復帰」が105,480人(52.4%)と最も多く、次いで「心の健康づくり」26,531人(13.2%)となっている。

また、相談延人員のうち「(再掲)ひきこもり」は14,991人(7.4%)、「(再掲)自殺関連」は6,155人(3.1%)となっている。(図3)

図3 精神保健福祉センターにおける相談内容別延人員
平成18年度



注:1) 「精神保健福祉センター」とは、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」第6条に基づき、精神保健の向上及び精神障害者の福祉の増進を図るための機関であり、すべての都道府県・指定都市に設置されている。

2) ここでいう「ひきこもり」とは、「仕事や学校に行かず、かつ家族以外の人との交流をほとんどせずに、6か月以上続けて自宅にひきこもっている状態にある7歳から49歳までの者」をいう。

3) ここでいう「自殺関連」とは、被相談者が相談内容について、自殺の危険、予告・通知、実行中、未遂、遺族等からの相談のいずれかに該当すると考えられるものをいう。